

令和 5 年

市議会 5 月臨時会議案

知立市

## 令和 5 年市議会 5 月臨時会議案

| 所 管 | 番 号       | 案 件                                 |
|-----|-----------|-------------------------------------|
| 税 務 | 承認第 1 号   | 専決処分の承認を求めることについて（知立市税条例の一部を改正する条例） |
| 税 務 | 同意第 4 号   | 知立市固定資産評価員の選任について                   |
|     | 議案第 2 8 号 | 令和 5 年度知立市一般会計補正予算（第 3 号）           |

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

知立市税条例の一部を改正する条例

（専決第 3 号）

（専決処分書別紙）

令和 5 年 5 月 24 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり知立市税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和5年3月31日

知立市長 林 郁 夫



## 知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和４５年知立市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

附則第１６条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第３０条第７項」を「附則第３０条第３項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア(ウ) a 中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア(ウ) a 中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

### 附 則

- この条例は、令和５年４月１日から施行する。
- 改正後の附則第１６条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

同意第 4 号

知立市固定資産評価員の選任について

下記の者を知立市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 2 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

|      |       |
|------|-------|
| 住 所  |       |
| 氏 名  | 都 築 雅 |
| 生年月日 |       |

提案理由

この案を提出するのは、前任者の辞任に伴い必要があるからである。